

(別紙 1-1) 提出書類一覧表【種別変更・区分変更・番号変更・所属異動・転出・資格喪失】

喪失区分	事由 該当事がない場合も必ず提出（年度末年度始め）	組合員異動報告書 A	組合員異動報告書 B	年金加入期間等報告書	組合員転出届書	他支部への異動者調書	退職届書	国民年金第3号被保険者届書	年金受給権者再就職届書	し辞令・任用条件通知の写	任意継続組合員申出書	資格確認書交付申請書	被扶養者証等・組合員証・資格確認書	備考 R7～新様式
種別変更	一般組合員⇒短期組合員 例：常勤職員が再任用短時間職員や雇用期間2か月を超える臨時的任用職員、条件を満たす会計年度任用職員となる場合 等		合て変新は様更所※式と属5内なにをのるお参欄場い照に合て・記に提出は出す格ること認と書と被交し、養の組者要合が否員に番るつ号場いが				※1 旧所属○		※2	※3	※4	※5 該当者のみ	職員番号に変更があれば新所属で回収	常勤職員が再任用短時間職員となる場合など、職員番号に変更がなければ組合員証等は回収不要。
	短期組合員⇒一般組合員 例：短期組合員が任期付職員や常勤職員となる場合や、大学の常勤的非常勤職員が採用12か月を超えるとき 等			新所属○				該当事のみ				※5 該当者のみ	新所属で回収	
区分変更	一般組合員⇄一般組合員 短期組合員⇄短期組合員 例：常勤職員が再任用常勤職員となる場合や、臨時講師が条件を満たす会計年度任用職員となる場合 等											※5 該当者のみ	職員番号に変更があれば新所属で回収	常勤職員が再任用常勤職員となる場合など、職員番号に変更がなければ組合員証等は回収不要。
番号変更	教育庁・教育機関・県立学校・小中学校⇄秋田商業高校・御所野学院高校・美大附属高校 例：割愛採用など、組合員種別は変わらないが職員番号が変更となる場合											※5 該当者のみ	新所属で回収	
所属異動	上記の変更に該当せず、県内所属所間の異動のみ		新所属○											
他共済へ転出 （知事部局、警察、市町村、秋大附属学校等）	一般組合員⇒他共済の一般組合員 （これ以外の転出は退職とみなす）	旧所属○			旧所属○								コピーを異動先へ持参	組合員転出届書は、当該組合員が異動する前に作成し、組合員証及び被扶養者証のコピーは忘れずにとってください。
他支部へ転出 （他都道府県の公立学校職員）	一般組合員⇒他支部の一般組合員 （これ以外の転出は退職とみなす）					旧所属○							異動先の支部へ提出	
資格喪失	退職（上記のいずれにも該当しない者）	旧所属○					旧所属○			会計年度任用職員のみ	希望する場合は※4を確認のうえ提出		旧所属で回収	資格喪失証明書の交付を希望する場合は「資格喪失証明書交付申請書」をFAXまたは郵送等で提出してください。
様式のホームページへの掲載		有	有	有	有	有	有	有			有	有		

- ※1 定年退職者等で、既に提出済みの場合は改めて提出する必要はありません。
- ※2 国家公務員共済組合、当共済を含む各地方職員共済組合から障害年金や老齢年金を受給中で、一般組合員の資格を取得する方のみ提出してください。（当共済組合以外の年金を受給中の方は他組合の様式を送付しますので、福利課給付チーム年金担当へ連絡してください。）
- ※3 会計年度任用職員は事業等によって退職日が異なることから、正確な日付を確認するため提出してください。
- ※4 任意継続組合員となるには、組合員期間が1年と1日以上あること、申し出てから掛金の納付までを退職日から20日以内に完了することが必要です。
- ※5 種別変更・区分変更・番号変更等で組合員番号が変更となる組合員のうち、被扶養者がいる場合は、資格確認書交付の要否を確認し、交付が必要な場合には「資格確認書交付申請書」を提出してください。被扶養者がいない場合は、組合員本人の資格確認書交付の要否について異動報告書Bの「資格確認書の要否」欄へ記入するのみで結構です。

（別紙１－２）提出書類一覧表【資格取得・転入】

資格取得届書や転入届書、他支部よりの異動者調書は組合員本人が手書きしてください。

取得区分	事由	種別	費組合 等振込 口座登 録依頼 書兼医 療	個人 番号申 告書	辞令・任 用条件 通知の 写し	組合員 転入届 書	他支部 よりの 異動者 調書	扶養者 証 資格確 認書・ 組合員 証・被	任意 継続組 合員資 格喪失 申 出書・ 掛金還 付請求 書	年金加 入期間 等報告 書	年金受 給権者 再就職 届書
					※ 1			※ 2	※ 3		※ 4
資格取得 （採用前に学生や無職、 国民健康保険や協会けん ぽ、民間企業、家族の被 扶養者、任意継続組合員 であった者 等）	<任命権者：秋田県教委> 教育庁、教育機関、県立学校、小中 学校、義務教育学校の新規採用者 私立学校からの転入者	一般組合員	○ 5日以内	○ 5日以内					の任意 継続組 合員で 必要で あつた 者	○ 5日以内	※ 4 該 当者の み
		短期組合員	○ 5日以内	○ 5日以内	会計年度任用職 員のみ（5日以 内）						
	<任命権者：秋田県教委以外> 秋田商業高校、御所野学院高校、美 大附、美大、県立大の新規採用者	一般組合員	○ 5日以内	○ 5日以内	○ 5日以内					○ 5日以内	※ 4 該 当者の み
		短期組合員	○ 5日以内	○ 5日以内	○ 5日以内						
他共済から転入 （知事部局、警察、 市町村、秋大付属学 校等）	他共済の一般組合員⇒一般組合員 （これ以外の転入は新規採用者とみなす）			○ 5日以内		○ 5日以内		写 5日以内		○ 5日以内	※ 4 該 当者の み
他支部から転入 （他都道府県の公立 学校職員）	他支部の一般組合員⇒一般組合員 （これ以外の転入は新規採用者とみなす）			○ 5日以内			○ 5日以内	○ 5日以内			
様式のホームページへの掲載			有	有		有	有		有	有	

※ 1 会計年度任用職員や非常勤講師等は短期組合員の要件に該当するかどうか確認が必要なため、提出が必要です。

※ 2 なければ資格喪失証明書でもかまいません。

※ 3 任意継続組合員であった者は、任意継続組合員の資格喪失手続きをしてから組合員資格取得をします。

※ 4 国家公務員共済組合、当共済を含む各地方職員共済組合から障害年金や老齢年金を受給中で、就職・再就職して当共済組合員の資格を取得する方のみ提出してください。
（当共済組合以外の年金を受給中の方は他組合の様式を送付しますので、福利課給付チーム年金担当へ連絡してください。）

<被扶養者がいる場合>

「被扶養者申告書」「個人番号申告書」及び所定の添付書類を提出してください。添付書類の詳細はホームページ掲載の手引きを参照してください。

他共済・他支部からの転入者の場合は、転入前に使用していた被扶養者証（または資格確認書）のコピーがあれば添付書類を省略できます。

ない場合は資格喪失証明書、または所定の添付書類を提出してください。

また、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。